

耐震診断及び耐震改修助成事業について

この事業は、診断の申込みのあったお宅に上田市から^(注)長野県に登録された耐震診断士（以下耐震診断士）を派遣し、耐震診断を行います。また、診断の結果によって耐震改修工事の助成（補助）も行います。

1 対象となる建築物



診断の対象となるのは、次の条件をすべて満たす住宅となります。

建 物 規 模	在来工法で建築された一戸建てで、階数は2階以下の木造住宅 （※店舗などの併用住宅の場合は2分の1以上が住宅であること。 また、ツーバイフォー工法や非木造の住宅は含まれません。）
時 期	昭和56年5月31日以前に着工された住宅 ※昭和56年6月1日以降に増築した場合 ①昭和56年5月31日以前に着工した床面積が延べ面積の1/2以上であること。 ②平成17年6月1日以降に増築、改築を行った住宅は対象となりません。

2 申込み手続き

お申込みができるのは、補助対象建物の所有者の方です。
所有者以外で申請する場合は別途、誓約書が必要になります。
また、補助を受けるには、市税等※を完納していることが条件となります。
なお、耐震診断士の派遣は予算の事情により、年度途中でも終了する場合があります。
（令和7年度は70戸を予定しております）

※派遣申込書・納税状況調査同意書を記載して建築指導課へお申込みください。

※市税等とは、個人市民税、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税を対象としています。

（注）耐震診断士の派遣について

上田市では平成18年10月から、「上田市住宅耐震診断士派遣事業」を行っています。
この事業は、県の『住宅・建築物耐震改修促進事業』を受けて、市から耐震診断士を派遣し、住宅の耐震診断を実施するものです。

市から派遣するのは、長野県の講習を受け「長野県木造耐震診断士」として、県の名簿に登録されている地元の建築士さんです。

お問合せ先：
市役所本庁舎3階 建築指導課 指導係
TEL 0268-23-5430
URL <http://www.city.ueda.nagano.jp/>

耐震診断から補強工事への流れ



1 診断士派遣の申込み

対象となる建築物の所有者の方は、「上田市住宅耐震診断士派遣申込書」と「納税状況調査同意書」に必要事項をご記入の上、提出してください。申込み用紙は、市役所本庁舎3階 建築指導課に用意してあります(市のホームページにも掲載しています。)

2 派遣の決定及び調査日程のご連絡

耐震診断を申込まれた方の補助条件等内容を審査し、派遣の可否が決定しましたら、市から耐震診断士派遣決定通知書を郵送します。その後申請者に、(一社)長野県建築士事務所協会上小支部の派遣する耐震診断士から、日程のご連絡をいたします。その際、ご希望の日時を打合せしてください。

3 現地調査

- ① 担当の耐震診断士が診断に伺いますので、調査当日は立会いをお願いいたします。
 - ② 診断士がお伺いの際は、耐震診断士の登録証の提出を求め、身分の確認をしてください。
 - ③ 住宅内部や天井裏、床下調査などにより、耐震診断を実施いたします。
- ※耐震診断では、建築確認済証、建築図面等があればスムーズに診断を行うことができます。

4 診断結果

耐震診断を行った方へは、市から耐震診断報告書を通知いたします。
この報告書の内容に対し、質問のある場合はお問い合わせください。

耐震補強工事に対する助成(補助)

耐震診断の結果、総合評価が1.0未満と診断された住宅について、耐震性を向上させるための補強(改修)工事^{※1}を行う所有者に工事費の8割以内(限度額115万円)又は除却工事を行う所有者に工事費の5割以内(限度額978,000円)を補助^{※2}します。^{※3}また、工事が完了してから30日以内又は、令和8年2月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

[補助金算出例] 補強工事 100万円(工事費)×0.8＝80万円 ⇒ 80万円(補助金)
150万円(工事費)×0.8＝120万円 ⇒ 115万円(補助金)

※1 補助の対象なる補強工事は、工事後の総合評点が0.7以上、かつ、工事前の総合評点を上回ること。
また、昭和56年5月31日以前に着工された部分の工事に限ります。

※2 補助には所得制限があります。下表に規定する額の方が対象となります。

給与所得のみの方	その他の方
収入金額 1,442万円以下	所得金額 1,200万円以下

※3 一部補助対象とならない工事費があります。

○補助の対象となる耐震補強工事の例

壁補強工事	壁を増やす工事、壁を筋かいや構造用合板で補強する工事など
柱、梁補強工事	柱、梁の接合部を金物で補強する工事など
基礎補強工事	無筋コンクリート布基礎に鉄筋コンクリート布基礎を打増しする工事など
その他	長野県既存木造住宅耐震化委員会が認めた特殊な工法又は材料を用いたもの